

金沢美術工芸大学広報室設置要綱

平成 22 年 4 月 1 日
要綱第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ウェブサイト、刊行物等により本学の教育及び研究並びに運営の状況に関する情報を適時かつ迅速に学内外に提供することを主たる目的として広報室を置くことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第 2 条 広報室は、金沢美術工芸大学広報運営会議設置要綱第 2 条に定める検討事項のうち次に掲げる事項を行う。

- (1) 金沢美術工芸大学公式ホームページ(以下「公式ホームページ」という。)の管理及び更新に関すること。
- (2) 全学的な事項に関する広報誌等のアートディレクションに関すること。
- (3) 情報提供主体との連絡調整(広報資料の整合調整を含む)に関すること。
- (4) 広報関連資料の整備及び保管に関すること。
- (5) その他本学の広報活動に係る調査研究に関すること。

(組織)

第 3 条 広報室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 広報を担当する教育研究審議委員
- (2) 教員 3 名以内
- (3) 事務局次長
- (4) 職員 若干名

2 広報室に広報室長を置き、前項第 1 号に掲げる者をもって充てる。

(ウェブマスター等)

第 4 条 広報室に公式ホームページの管理及び更新を行うためウェブマスターを、広報情報の編集及び企画を行うためアートディレクターを置く。

2 前項のウェブマスター及びアートディレクターは、前条第 1 項第 2 号の教員のうちから広報室長が推薦し理事長が指名する。

(雑則)

第 5 条 この要綱のほか、広報室に関し必要な事項及び公式ホームページの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。